

危険化学品ばら積船の甲板タンクに関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 S 編
(日本籍船舶用)

改正理由

危険化学品のばら積運送の船舶の構造及び設備に関する国際規則 (IBC コード) の第 16 章 16.6 規則では, 過大な熱にさらしてはならない貨物に関する作業要件が規定されている。また, 第 17 章では運送する貨物に応じて要求される設備要件を規定した最低要件が表形式でまとめられている。本会はこれらの要件を鋼船規則 S 編に既に取り込んでいる。

この程, 国土交通省より上記規定中の「防熱」及び「甲板タンク」並びに「廃水 P。廃水 S」という語句について, 明確化を行う旨の船舶検査心得等の改正に関する通達 (令和 2 年 12 月 28 日 国海安第 107 号 及び 令和 4 年 7 月 14 日 国海安第 6 号) が発行された。

今般, 国海安第 107 号及び国海安第 6 号に基づき, 関連規定を改める。

改正内容

- (1) 日本籍船舶用鋼船規則検査要領 S 編 S16 において, 過大な熱にさらしてはならない貨物に関する作業要件の規定における, 「防熱」及び「甲板タンク」について, 該当する措置・設備の詳細を明記する。
- (2) 日本籍船舶用鋼船規則検査要領 S 編 S17 において, 最低要件の表の備考として, 「廃水 P, 廃水 S」に該当する物質の詳細を明記する。

「鋼船規則検査要領」（日本籍船舶用）の一部を次のように改正する。

S 編 危険化学品ばら積船

S16 作業に関する規定

S16.2 作業要件

S16.2.7 を次のように改める。

S16.2.7 過大な熱にさらしてはならない貨物

-1. 過大な熱にさらしてはならない貨物を積載するタンクが加熱される場合又は加熱される他のタンク（貨物タンク、燃料油タンク等）に隣接する場合には、固定式温度計及び温度警報装置を設置すること。

-2. 規則 S 編 16 章 16.2.7-3.にいう「防熱」とは、断熱構造による防熱（例えば、真空構造による断熱、断熱材による断熱等）であって、タンク内の貨物が直射日光等により熱せられ、当該貨物に影響を与える温度まで上昇することを抑えることができるものをいう。

-3. 規則 S 編 16 章 16.2.7-3.及び-4.にいう「甲板タンク」とは、暴露甲板上にボルト又は溶接等により堅固に固定され設置される独立型タンクをいい、船体の一部を構成する一体型タンクの膨脹トランク等を含まない。

S17 最低要件

S17.1 一般

S17.1.1 適用

-3.として次の1項を加える。

-3. 規則 S 編表 S17.1 にいう「海底およびその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水 P（その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康にかかわる被害を生ずるおそれがあるものに限る。）」及び「海底およびその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水 S（その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康にかかわる被害を生ずるおそれがあるものに限る。）」は次の通りとする。

- (1) 「海底およびその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水」とは、船舶又は海洋施設による海底及びその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水を運送することを目的として、液体化学薬品ばら積船に積み替えたものをいう。
- (2) 「その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康にかかわる被害を生ずるおそれがあるもの」とは、「船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて、海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令」の別表上欄に掲げる項目ごとの検出値が、それぞれ同表下欄に掲げる値を超えるものをいう。
- (3) 廃水 P は次のいずれかに該当するものとする。
 - (a) 引火点が 60℃を超えるもの
 - (b) 硫化水素が発生しないもの
- (4) 廃水 S は次のいずれかに該当するものとする。
 - (a) 引火点が 60℃以下のもの
 - (b) 硫化水素が発生するおそれがあるもの（捕集材又は殺菌剤により硫化水素の発生を防止する措置を施したものも含む。）